

21 福保医政第1703号
平成22年2月15日

東京都脳卒中急性期医療機関 }
東京都指定二次救急医療機関 } 管理者 各位

東京都福祉保健局医療政策部長
吉井 栄一郎

東京都脳卒中救急搬送体制に係る調査の実施について（依頼）

この度、東京都脳卒中医療連携協議会及び東京都メディカルコントロール協議会での検討を踏まえ、東京都脳卒中救急搬送体制の評価検証に係る調査を下記のとおり実施いたしますので、御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 調査の趣旨

東京都では、脳卒中を発症した患者が可能な限り早期に脳卒中急性期医療機関に搬送され、予測される後遺症が可能な限り軽減されるよう、適切な治療を受けることができるようにするため、「東京都脳卒中医療連携協議会」での検討を経て、平成21年3月9日から「東京都脳卒中救急搬送体制」を開始しました。

開始後まもなく1年を経過するにあたり、この「救急搬送体制」の運用状況を「救急隊」「医療機関」相互の側から評価検証し、今後の脳卒中患者の救急搬送と急性期医療の充実に活かしていきたいと考えます。

2 調査期間・対象事案

平成22年2月22日（月）8時30分から同年3月1日（月）8時30分までの全救急搬送症例（脳卒中以外の転院搬送を除く） ※時間は救急隊に通報があった時刻

3 調査対象医療機関

- ・東京都脳卒中急性期医療機関
- ・東京都指定二次救急医療機関

4 調査票

別添のとおり

5 提出方法

平成22年3月10日（水曜日）までに、各医療機関ごとに取りまとめて別添の総括表とともに東京都福祉保健局医療政策部医療政策課地域医療対策係に提出願います。

※返送用封筒（クロネコヤマト宅急便、郵送料は福祉保健局負担）をご利用ください。

6 個人情報の取扱い

個人情報取扱事業者（医療機関）は、次に掲げる場合には、あらかじめ本人の同意を得ないでも個人データを第三者に提供することができます。

- (1) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合。
- (2) 個人情報の提供を受ける地方公共団体（東京都）が業務の遂行に必要な限度で個人情報を利用し、かつ、利用することについて相当な理由のあるとき。

【根拠】

- ・ 個人情報の保護に関する法律 第23条第1項第3号
- ・ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 第8条第2項第3号
- ・ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 第9条第2項第3号
- ・ 東京都個人情報の保護に関する条例 第10条第2項第6号

7 その他

調査票の2枚目は、都から確認することがあった場合のために医療機関の保管としてありますが、保管期限は平成22年5月31日までとします。（都へ返送する必要はありません）

事務担当

東京都福祉保健局医療政策部医療政策課地域医療対策係
中村、菅瀬

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

直通(03)5320-4446 FAX(03)5388-1436

E-mail Yuuki_Sugase@member.metro.tokyo.jp